

NEWS RELEASE

No. 24-8

2024年8月23日

(公財)損害保険事業総合研究所

8月25日発刊「損害保険研究」第86巻第2号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第86巻第2号を8月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

前号で連載を開始して大きな反響を呼んでいる特集企画「保険法研究への誘いー保険法研究方法論の現在地の言語化の試みー」は、今号には、「フランス保険法研究の始め方」を掲載しています。フランス保険法の研究を志す方に有益であるばかりでなく、実務家がフランスの保険に関して調べたいことがある場合のパスファインダーとしても役立つ論文です。

今号に掲載する論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

【特集】保険法研究への誘いー保険法研究方法論の現在地の言語化の試み
(連載第2回) フランス保険法研究の始め方

関西学院大学法学部准教授 松田真治氏

本稿は、フランス保険法研究への参入障壁を下げるべく、フランス保険法研究に必要な予備知識、文献情報を提供することを目的とするものである。Légifranceというウェブサイトを用いれば、無料で保険法典の条文や判決文を入手することができる。主な保険法雑誌としては、RGDA、RCA、BJDA等がある。判例情報や文献情報についてはこれらの雑誌から得ることができるが、データベースが利用できない場合には、多くの大学図書館で所蔵されている法学雑誌によるまとめを参照するという方法がある。フランス保険法研究の具体的な始め方としては、日本法の概念に引きずられ過ぎないように、保険契約に関する基本事項を確認することから始めるべきである。そのうえで、保険法書籍の目次を見ながら、自己の関心のあるテーマの情報を収集すべきである。

<研究論文>

不法行為と民法405条

沖縄国際大学法学部教授 田中 稔氏

民法405条は不法行為にもとづく損害賠償債務の遅延損害金には適用または類推適用されるべきではない。判例によれば、賠償義務者は不法行為時に賠償を了えない責を不法行為後に生ずる損害についても負わされている。しかし、不法行為後に生ずる損害については、発生するまでは、たとえ不法行為時を基準とする賠償額・遅延損害金が未払いでも、賠償権利者は何ら不利益を被らない。そもそも、当事者は不法行為にもとづく損害賠償債務の全部を知ることが確定判決までは困難である。賠償義務者は、全部についての不法行為時からの遅延損害金を少なくとも第一審判決までは事実上免れ得ない。既に、中間利息控除が徹底されていない限度で、不法行為時からの遅延損害金により重利が常態になっている。しかし、控除の徹底などの対応は損害算定を著しく煩雑にする。

<研究論文>

海事サイバーリスク規制の法的あり方—サイバー保険の免責条項を中心に—

大東文化大学法学部准教授 王 学士氏

サイバー攻撃による被害に備え、セキュリティ対策の見直しや強化をする必要があることはもちろんだが、海運業界は保険を通じてリスクを軽減することは有効な措置となりうることを十分認識している。

本稿では、海上保険市場のサイバーリスク規制における保険約款のあり方を検討した。独立したサイバー保険証券がないほか、保険契約条項の中でサイバーリスクのてん補範囲などについて明確に合意されていないこと、また当該リスクが発生した場合に、てん補範囲などの曖昧な規定が原因で、紛争の可能性を一層高めることにも注目すべきである。このような事態を回避するため、保険者は、サイバーリスク免責条項を利用して海事サイバーリスクを除外するという積極的な対応を行っているものの、当該条項自体には依然として様々な問題が残されている。海事サイバーリスクが猛威をふるう中、そのリスクに対処する最良の方法としては、単独のサイバーリスク保険条項を制定することが重要である。

<研究ノート>

企業に向けた損害保険の販売方法の再構築について

大分大学名誉教授 大羽宏一氏

昨年12月26日に金融庁が大手損害保険会社4社に対し、行政処分(業務改善命令)を発出したことは、業界内外に驚きを与えた。その業務改善命令によれば大企業の共同保険に関し保険料調整の疑いがあったことから、類似の不適切事案がなかったかを点検するために報告徴求命令を発出しているとあり、本稿ではその報告結果を分析した。そのなかで大企業に対する共同保険契約においては、企業グループに属する代理店(一般に乗合代理店であることが多い)の意向を無視できなくなっているという実態が明らかになってきた。元々わが国の企業向け保険を取扱う代理店は、その当該企業の契約を獲得するために損害保険会社が挙って企業内に代理店を設置したという経緯がある。わが国で企業グループに属する代理店が多い理由はもとを辿ればここに行きつく。

そのため損害保険会社は、企業グループの代理店に対しては積極的に企業グループ外へ営業活動領域を拡大するように適切な指導をすべきであると考えている。そして企業に向けた保険仲介者に関しては専門性の高い保険仲立人がより相応しいと考えるに至った。これを側面から援助するためにも、損害保険会社は企業との関係強化を目的とする政策保有株式の売却を加速すべきであろう。また、保険購入者である企業においては、保険仲立人の交渉相手となるリスクマネジメント担当部門の設置や充実を図ることも望まれよう。

<寄稿 (RIS2023 優秀論文)>

農畜産物の価格変動リスクとリスク管理主体としてのJA

慶應義塾大学 商学部 柳瀬典由 研究会

(佐藤終人氏 五十嵐園果氏 木下紘実氏 黒川耕作氏)

本研究は、農業分野のリスクマネジメントに焦点を当て、農産物の価格変動リスクを分析するものである。農産物の価格変動リスクについて、定性的かつ定量的な調査を行うことにより、そのリスク管理主体としての農業協同組合(以下、JA)の役割を明らかにする。農業の流通構造を見ると、JAが農畜産物の取引に大きく関与しており、共同販売という仕組みを通じて安定的な価格の実現を図っている。そこで、JAが価格形成に影響を及ぼしており、価格変動リスクを緩和しているという仮説を構築した。実証分析の結果、一部の農畜産物において、JAが流通に占める割合が大きいほど価格が安定することが確認された。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

他車運転危険補償特約における「常時使用する自動車」の該当性

東京高裁令和4年10月13日判決 令和4年(ネ)2555号 保険金支払請求控訴事件 判時2550号30頁

新潟大学法学部教授 梅津昭彦氏

相手車全損時臨時費用特約

大阪高裁令和4年9月1日判決 令和3年(ネ)2041号 損害賠償請求控訴事件

弁護士(コブエ法律事務所) 古笛恵子氏

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/>